

## サービス残業根絶、長時間労働是正のための実効ある措置を求める意見書

昨年成立した、過労死等防止対策推進法は、「過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする」（第1条）——日本の長時間過密労働は、世界の中でも極めて深刻であり、過労死に至る大きな要因となっている。

厚生労働省は、「労働基準法36条1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号、以下「大臣告示」）で、1カ月の残業時間を45時間と定めているが、法的拘束力はない。一方、EU（欧州連合）では、「時間外を含め週48時間」という「労働時間指令」にもとづいて、労働時間の上限が法律で決まっている。

日本の名だたる大企業の集合体である、日本経団連と経済同友会の役員企業の時間外労働の上限時間は、35社中33社で「大臣告示」の45時間を超え、うち28社では、過労死ラインを超える月80時間以上の協定を結んでいるという事態となっている。これに加えて、日本では「サービス残業」が横行していることは看過できない。

長時間労働の是正は、経済の発展にとっても重要である。日本生産性本部の試算では、たとえば有給休暇の完全取得による雇用増は188万人分、経済効果は16兆円にのぼるとされている。また、労働総研の試算では、「サービス残業」をなくすだけでも、新たに310万9千人分の雇用が生まれるとしている。サービス残業根絶、長時間労働是正は喫緊の課題である。

よって、町田市議会は、「大臣告示」を法制化することをはじめ、「サービス残業根絶」、長時間労働是正のための実効ある措置を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。